

第2章 伊豆小笠原諸島沿岸の現況

2-1 自然的特性

2-1-1 地象

(1) 位置

- 伊豆小笠原諸島は、東京から約 100km～2,000km までの太平洋上に点在している。
- 伊豆小笠原諸島に係る排他的経済水域は、我が国の排他的経済水域全体の約 38% を占めている。

伊豆諸島の各島を取り巻く海岸線延長は 260km を超える。

小笠原諸島の海岸線延長は、これを上回って 300km を超えている。

これらの海岸線は、多様な地質により多彩な地形を形成しているため、各海岸に適した海岸保全計画が必要である。

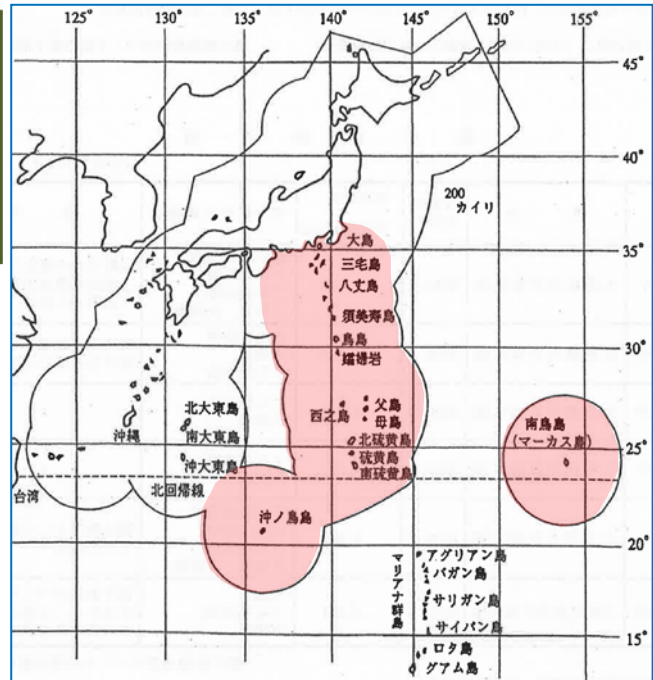


図 2-1 伊豆小笠原諸島が占める排他的経済水域

表 2-1 主な島の面積と海岸延長

町 村 名	島 名	面 積 (km ²)	海岸延長 (km)	緯 度 比 較
大島町	大 島	90.73	54.0	伊豆稲取、浜名湖、神戸市
利島村	利 島	4.12	7.7	
新島村	新 島	22.97	53.8	
	式根島	3.67		
神津島村	神津島	18.24	33.3	
三宅村	三宅島	55.21	38.4	尾鷲市、徳島市、対馬南端
御蔵島村	御蔵島	20.51	16.4	
八丈町	八丈島	69.11	51.3	室戸岬、佐世保市
	八丈小島	3.07		
青ヶ島村	青ヶ島	5.96	9.4	八代市
八丈支庁直轄	烏島	4.78	※ 8.4	屋久島、種子島
小笠原村	弟島	5.20	302.8	
	兄島	7.88		
	父島	23.45		
	母島	19.88		
	硫黄島	23.73		
	北硫黄島	5.56		
	南硫黄島	3.54		
	南鳥島	1.52		
	沖ノ鳥島			与論島 沖縄・名護市 宮古島
				西表島、台湾 ホノルル、ハノイ

※島の周囲を示している。

出典：面積：平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調 付 3 島面積 平成 27 年 10 月 1 日時点 国土地理院
 八丈小島：平成 27 年度 八丈支庁事業概要 平成 27 年 10 月 東京都八丈支庁
 海岸延長：海岸統計平成 26 年度版（国土交通省水管理・国土保全局編）
 周囲：平成 27 年度 八丈支庁事業概要 平成 27 年 10 月 東京都八丈支庁

(2) 地形・地質

- 伊豆諸島は、地質（構成岩石）の違いにより多様な地形が形成されている。
- 小笠原諸島は、世界的にも希少な地形、地質を有している。

① 伊豆諸島の地形・地質

伊豆諸島は、約 4,800 万年前に太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成され、伊豆・小笠原弧と呼ばれる海洋性島弧のうち、硫黄島に続く火山性の内弧として誕生した海洋島である。

火山に起源を有する島々から成る伊豆諸島は、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島の玄武岩を主とするものと、新島、式根島、神津島の流紋岩より成る島々と二つに大別できる。

この内作用としての火山活動と、黒潮によって起こる波、風等の外作用により、各島は相互に関連を持ちながらそれぞれ異なった地形的な特色を形成している。

大島、三宅島は噴火活動が著しく、新旧の溶岩、砂漠、爆裂火口湖等の火山地形が見られ、新島、式根島、神津島は、流紋岩系で地形的に変化に富み、御蔵島、利島はほぼ円形の成層火山で、海食崖に特色を持ち、八丈島は、二頭火山で、八丈富士と八丈三原山の対比に特色がある。

② 小笠原諸島の地形・地質

小笠原諸島は、4,800 万年前に太平洋プレートが沈み込みを開始したことによって、海洋地殻の上に誕生した海洋性島弧である。

聳島、父島、母島の各列島は、古第三紀から新第三紀の初め頃（約 4,500 万年～2,000 万年前頃）の海底火山が一度海面上に現れ、侵食で消滅した後、海底に残っていた堆積層が第四紀に隆起してできたものであり、北硫黄島、西之島は第四紀以降の活動による海底火山の頂部が海上にできたものである。

父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。

小笠原諸島では、無人岩（ポニナイト）が、千尋岩など父島南部と初寝浦、長崎展望台・宮之浜など同島北東部、兄島や西島の全域等に広く分布しており、太平洋プレート沈み込み初期の海底火山の活動の証拠となっている。

以上のように、伊豆小笠原諸島の地形は、海洋性島弧（伊豆・小笠原・マリアナ島弧）内のそれぞれ異なった火山活動により形成された、希少な地形を有している。

表 2-2 各島の構成岩石と火山形式

島名	主な岩石	火山の形式・構造
大島	玄武岩・安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘、溶岩流および小型楕状火山
利島	玄武岩・安山岩	複成火山
新島・式根島	流紋岩・玄武岩	火砕丘、溶岩ドーム
神津島	流紋岩	火砕丘、溶岩ドーム
三宅島	玄武岩・安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘
御蔵島	玄武岩・安山岩	複成火山、溶岩ドーム
八丈島	玄武岩・安山岩・デイサイト	複成火山-カルデラ、複成火山、火砕丘
青ヶ島	玄武岩、安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘
父島以北	ポニナイト・安山岩・デイサイト・流紋岩	海底火山（深海噴火）、枕状溶岩噴火
母島	玄武岩、安山岩	海底火山、火砕流

2-1-2 気象

- 伊豆諸島は、
 - ・全国でも有数の強風地帯である。
 - ・比較的温暖多雨な海洋性の気候である。
- 小笠原諸島は主に亜熱帯に属し、比較的気温の変化が少ない。
- 沖ノ島島は熱帯に属し、年間平均気温が高い。

(1) 風速

伊豆小笠原諸島は、海洋性島弧の島しょであり、国内でも有数の強風地帯である。冬季の季節風が厳しい日本海側等と比べても年間平均風速が大きくなっている。特に三宅島では、1年間のうち10m/sec以上の風（気象庁による概ね強風注意報の基準値で、波頭が崩れはじめ大波が発達し始める）の発生日数が約200日間と年間の半分以上に達しており、大島、八丈島でも年間の約1/3に達している。

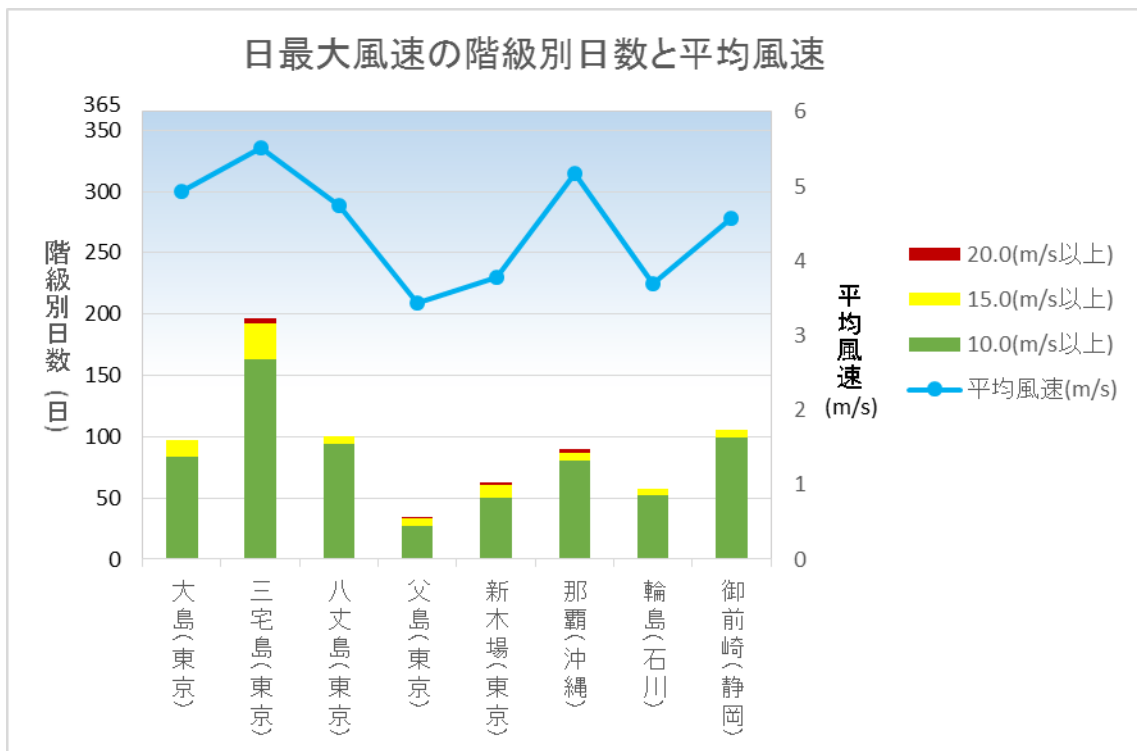


図 2-2 日最大風速の階級別日数と平均風速

出典：平年値：統計期間 1981～2010 年の 30 年平均値 気象庁

(2) 気温・降水量

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候である。年平均気温は約 16℃から 18℃で、降雪をみることはほとんどない。降水量は年間平均 3,000 ミリ程度であり、全国の平均降雨量 1,700 ミリに比べて多い。

小笠原諸島の気候区分は主に亜熱帯に位置する。気温の変化が少なく、年平均気温は 24℃であり、降水量は年間 1,300 ミリ程度である。

小笠原諸島のうち沖ノ鳥島は、日本で唯一北回歸線より南にある島で熱帯に位置する。年間平均気温が 26.8℃と高く、季節変化が少なく、年平均降水量は 1,040 ミリと全国平均より少ない。

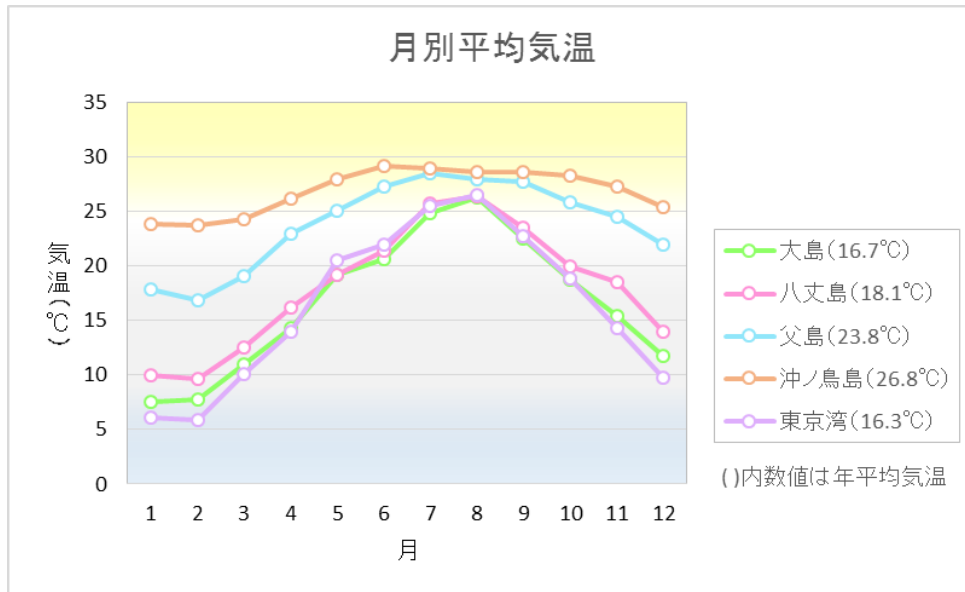


図 2-3 月別平均気温

出典：平年値：統計期間 1981～2010 年の 30 年平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1988～2016 年）

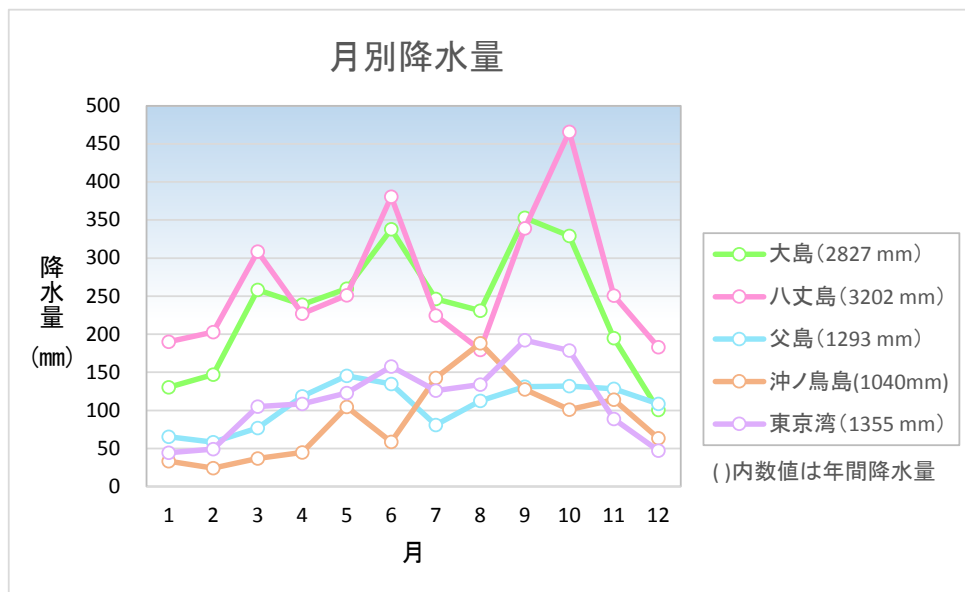


図 2-4 月別降水量

出典：平年値：統計期間 1981～2010 年の 30 年平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1988～2016 年）

2-1-3 海象

- 伊豆小笠原諸島沿岸は全国的にみても、波浪条件が厳しい（波高が高く、周期が長い）。
- 伊豆諸島の海域には、世界屈指の海流である黒潮が流れている。
- 小笠原諸島は、海水浴の適温期が長い。

(1) 波浪

伊豆小笠原諸島沿岸は、国内でも有数の波浪条件が厳しい地域である。

波浪（波高、周期）の年平均値をみると、冬季波浪の厳しい日本海側等と比べても波高が高く、周期も長い。

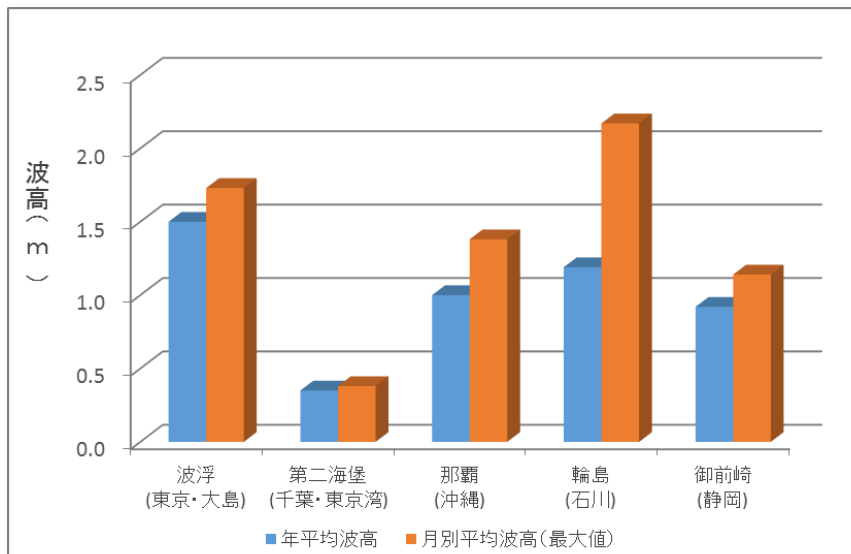


図 2-5 平均波高

出典：全国港湾海洋波浪観測 30 年統計（NOWPHAS 1970-1999）※
 平成 14 年 12 月 港湾空港技術研究所 資料 1035 国立研究開発法人港湾空港技術研究所
 （※全国港湾海洋観測 30 年統計は【1970-1999】以降未発行）

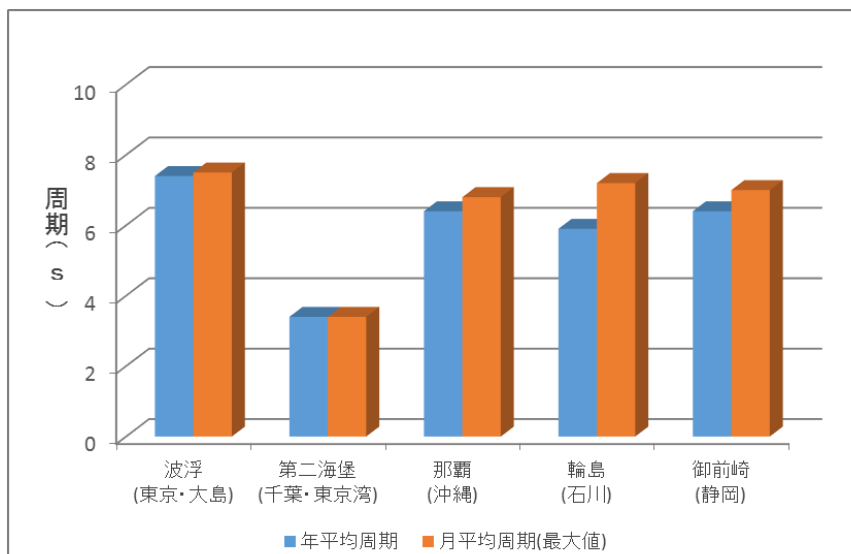


図 2-6 平均周期

出典：全国港湾海洋波浪観測 30 年統計（NOWPHAS 1970-1999）※
 平成 14 年 12 月 港湾空港技術研究所 資料 1035 国立研究開発法人港湾空港技術研究所
 （※全国港湾海洋観測 30 年統計は【1970-1999】以降未発行）

(2) 黒潮

伊豆諸島の海域には、暖流である黒潮が北東方向に流れている。流速は速いところで時速7km（秒速2m）程度に達し、その流路はいくつかのパターンがあり、大島～八丈島の島しょは流路によって受ける黒潮の影響が変わる。

黒潮はカツオ、マグロ等の回遊性浮魚類の回遊路であり、伊豆諸島付近の海域は好漁場となっている。

海上保安庁より航海上の安全のため黒潮情報が出されており、漁業活動等にも利用されている。

表 2-3 黒潮流路型の説明

ABC 型分類	遠州灘沖から伊豆諸島周辺海域の流路	大蛇行／非大蛇行流路
A	八丈島の北を通過 136E 以東で 32N 以南まで蛇行 (蛇行流路が南端 139E 以東に位置する場合を含む)	典型的な大蛇行流路
C (大蛇行型)	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が 136E～139E で 32N 以南	非典型的な大蛇行流路
C (東偏大型)	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が 139E 以東で 32N 以南	非大蛇行離岸流路
C (中型)	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が 32N 以北	同上
B	八丈島の北を通過 流路の南端が 32N 以北かつ 33N 以南	非大蛇行接岸流路
D、N	八丈島の北を通過 流路の南端が 33N 以北	同上

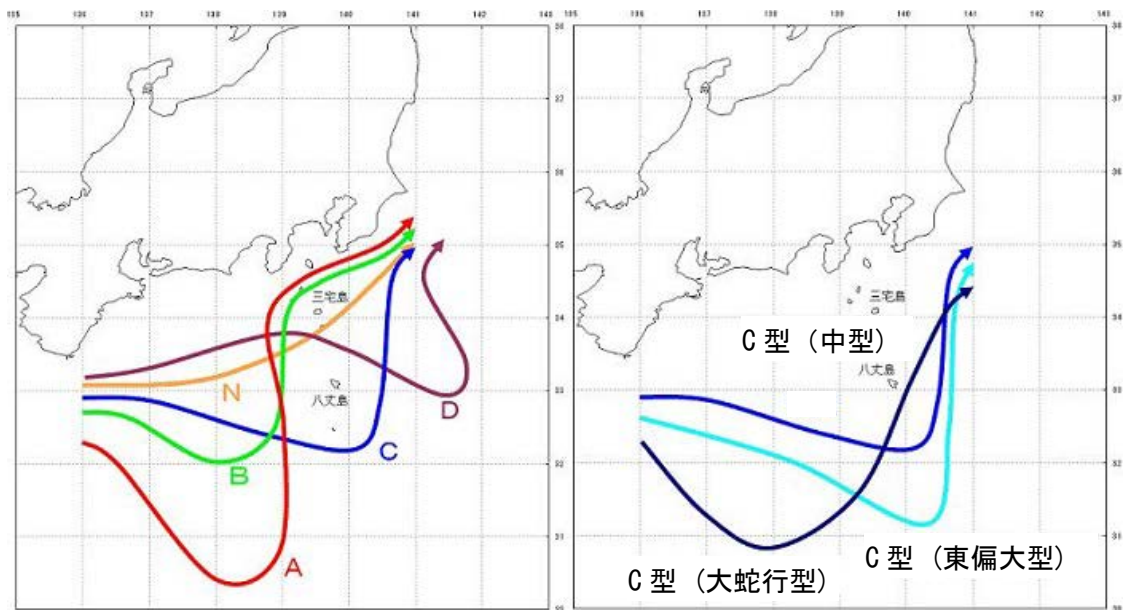


図 2-7 黒潮流路型

出典：海上保安庁ホームページ

(http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/exp/kuroshio_type.html)

(3) 海水温

伊豆諸島の海水温は、1年間のうち最も低温となる2月でも16℃程度であり、最も高温となる6月は27℃に達する。年平均値は20.4℃である。

小笠原諸島の海水温をみると、1年間のうち最も低温となる3月でも19.7℃程度であり、最も高温となる7月～9月は27℃を超える。年平均値は24.5℃である。また、海水浴の適温（23℃以上）の期間が5～12月の8箇月間にも及び。

また、小笠原諸島の中で熱帯に属する沖ノ鳥島の海水温は、年平均27.7℃と高く、月別にみると最低の3月でも25℃程度となっている。

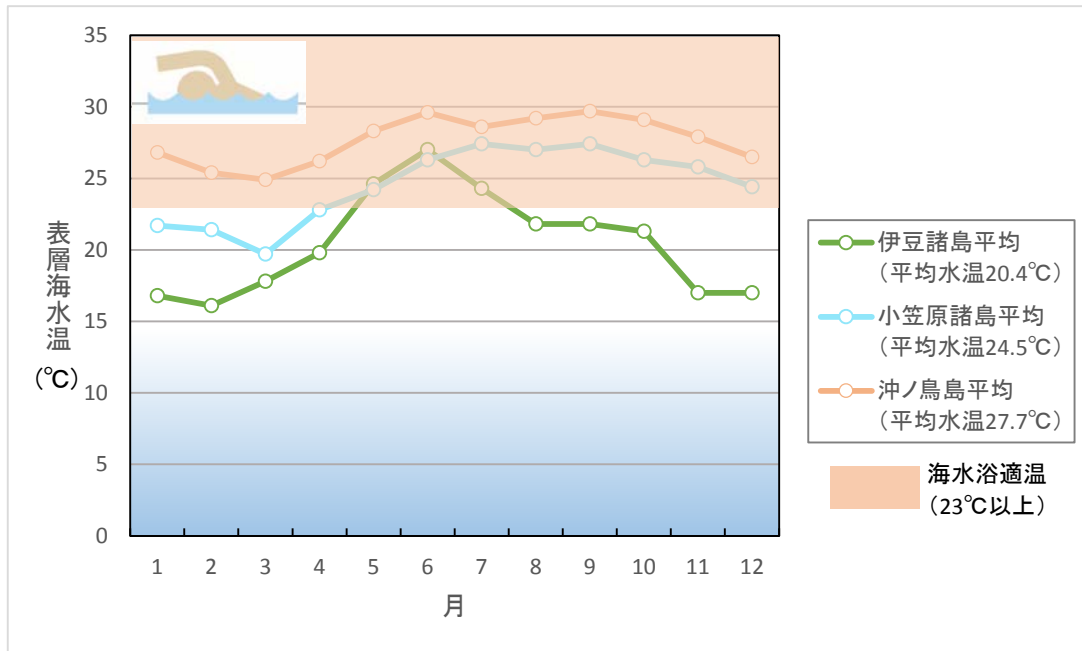


図 2-8 表層海水温

出典：伊豆諸島平均：定地水温観測表 平成27年3月～平成28年2月 東京都島しょ農林水産総合センター
 小笠原諸島平均：おがさわら海の情報 平成27年3月～平成28年2月 東京都小笠原水産センター
 沖ノ鳥島平均：京浜河川事務所資料 平成27年3月～平成28年2月

注) 平均化した観測地点の詳細は以下のとおりである。

- ・伊豆諸島平均：大島波浮港,新島若郷,式根島野伏,神津島前浜,三宅島阿古,三宅島坪田,御蔵島御蔵港,八丈島大賀郷,八丈島三根 (平成27年3月～平成28年2月)
- ・小笠原諸島平均：父島西沖,母島西沖 (平成27年3月～平成28年2月)
- ・沖ノ鳥島平均：沖ノ鳥島 (平成27年3月～平成28年2月)

(4) 水質

- 伊豆小笠原諸島には閉鎖性水域はなく、周辺海域の水質は良好である。
- すべての海水浴場の水質は良好である（水浴場水質基準「適」に該当する）。

伊豆小笠原諸島の周辺海域には閉鎖性水域はなく、水質は良好である。

伊豆小笠原諸島沿岸の海水浴場37箇所の水質（平成27年度水質検査結果、検査項目：ふん便性大腸菌群数、COD(化学的酸素要求量)、透明度、油膜の有無、腸管出血性大腸菌(O157)の5項目)は、すべて水質基準「適」を満足している。特に、環境省「日本の水浴場88選」に選定された新島村本村前浜、新島村泊(式根島)をはじめ水質AA(水質がとくに良好な水浴場)の海水浴場が35箇所、水質A(水質が良好な水浴場)が2箇所あり、海水浴場としての水質は良好な状態である。

2-1-4 生物相

▶ 特別天然記念物などを含む貴重な動植物が多い。

伊豆小笠原諸島には、学術上貴重な野生生物が多く、保護が必要とされる多数の動植物が天然記念物や絶滅危惧種に指定されている。

特に、島の誕生以来、大陸と地続きになっていない小笠原諸島は、他の地域では見られない動植物の固有種が数多く存在する。

(1) 植物

伊豆諸島は常緑広葉樹林に覆われている。海浜部にはハマゴウや磯菊等の海浜植物が見られ、大島海浜植物群落は天然記念物に指定されている。海岸では防潮林・防砂林や松による緑化が見受けられる。

小笠原諸島は亜熱帯性のものが多く、ワダンノキ、シロテツ、オオハマギキョウ等、世界的に珍しい固有植物も多い。

(2) 動物

伊豆諸島は、三宅島や八丈島等に生息する天然記念物のアカコッコをはじめ、イジマムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ等、貴重な鳥類の生息地、繁殖地となっている。鳥島のアホウドリは特別天然記念物に指定され、国際保護鳥になっている。また、沿岸ではサザエ、イセエビ、テングサ、トサカノリ、ユウゼン、クマノミ、沖合ではカツオ、マグロ、キンメダイなどの豊かな海生生物が生息・生育している。

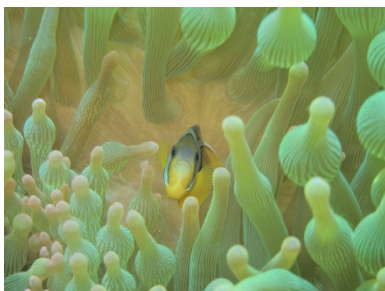
小笠原諸島は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラトンボ等が国の天然記念物に指定されている。特に、母島のみが生息するハハジマメグロは国の特別天然記念物に指定されている。海岸近くで見られるオカヤドカリやカサガイも天然記念物に指定されている。また、サンゴ礁が発達し周辺にチョウチョウウオが生息するなどの多様で特異な生態系が形成されており、夏には砂浜で、アオウミガメの産卵が行われる。



オオミズナギドリ



ユウゼン



クマノミ



アオウミガメ

写真提供 オオミズナギドリ：御蔵島村
ユウゼン、クマノミ、アオウミガメ：三洋テクノマリン(株)

2-1-5 国立公園等の指定状況

- 伊豆諸島は「富士箱根伊豆国立公園」、小笠原諸島は「小笠原国立公園」にほぼ全域が指定されている。
- 日本の渚・百選に選定された筆島（大島）などの優れた自然景観（海岸・岬等）が存在する。

(1) 国立公園

① 富士箱根伊豆国立公園

伊豆諸島地域は、大島・利島・新島・式根島・神津島・三宅島・御蔵島・八丈島とそれを取り巻く小島からなる地域で、昭和39年7月7日に伊豆七島国立公園から富士箱根伊豆国立公園（面積121,695ha、うち東京都27,499ha）に編入・格上げされた。なお、平成6年に三宅島の公園計画が見直され、海中景観の優れた2地区（52ha）が海域公園地区に指定されている。

② 小笠原国立公園

小笠原諸島は、日本列島南方約1,000kmの北西太平洋上に位置し、亜熱帯の島々で構成されており、昭和47年10月16日に小笠原国立公園（面積6,629ha）に指定されている。なお、特に海中景観の優れた14箇所（780ha）が海域公園地区に指定されている。

(2) 自然環境に係わる地域の指定

南硫黄島（小笠原諸島）では全島が天然記念物としての指定を受けており、昭和50年5月17日には全国で5箇所しかない「原生自然環境保全地域」にも指定された。

また、伊豆小笠原諸島では、新島鳥獣保護区、三宅島富賀山鳥獣保護区等の16箇所が鳥獣保護区として指定されている。

(3) 自然景観

日本の渚・百選に選定された筆島（大島町）、新東京百景に選定された羽伏浦海岸（新島村）や波浮の港（大島町）をはじめ、前浜海岸（神津島村）、サタドー岬（三宅村）、御幸之浜（小笠原村）等、自然景観に優れる海岸・岬が存在する。



筆島（大島町）（平成28年2月撮影）



羽伏浦海岸（新島村）（平成28年2月撮影）



波浮の港（大島町）（平成27年5月撮影）

(4) 世界自然遺産

小笠原諸島の豊かで独特な自然の価値が認められ、平成23年6月に「小笠原諸島」が世界自然遺産として登録された。日本における世界自然遺産は、平成5年に「屋久島」「白神山地」、平成17年に「知床」が登録されており、『小笠原諸島』は4番目の登録となった。

2-2 社会的特性

2-2-1 特殊な社会環境

- 伊豆諸島は、「離島振興法」により、離島振興対策実施地域として指定を受けている。
- 小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的に、「小笠原諸島振興開発特別措置法」が制定されている。
- 伊豆諸島の一部及び小笠原諸島は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を目的とした「低潮線保全区域」として指定を受けている。
- 伊豆諸島の南部地域は、領海・排他的経済水域保全などの活動拠点としての機能を維持するために、居住環境整備の施策が必要な「特定有人国境離島地域」に指定されている。

(1) 離島振興法

伊豆小笠原諸島は、離島という特殊環境の中で社会活動が営まれている。

離島は、四方を海に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件の下にあることから、国は、このような社会条件を改善するために「離島振興法」を制定し、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用の改善や、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正解消、地理的及び自然的特性を生かした振興を示唆している。

伊豆諸島は、「離島振興法」において、離島振興対策実施地域として指定を受けており、「離島振興法」に基づいて振興計画の推進が図られている。

(2) 小笠原諸島振興開発特別措置法

小笠原諸島は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情を踏まえて、国が小笠原諸島の振興開発に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的な小笠原諸島振興開発計画の策定や、これに基づく事業を実施する等の特別な措置を講ずるために、「小笠原諸島振興開発特別措置法」を制定し、小笠原諸島における基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図ること、及び、帰島を希望する旧島民の帰島促進、小笠原諸島の自立的発展、住民の安定的生活等の小笠原諸島における定住の促進を図ることを示唆している。

(3) 低潮線保全区域

伊豆諸島の一部（八丈島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島、孀婦岩）及び、小笠原諸島は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等を目的として設定された「低潮線保全区域」として指定されている。

低潮線保全区域を設定している「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」は、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を閣議決定したものであり、海洋を管理する立場から国の明確な政策を示しているものである。



図 2-9 伊豆・小笠原の低潮線保全区域

出典：地理空間情報ライブラリより作成
平成 29 年 2 月 1 日時点 国土地理院

(4) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

国境地域に位置する離島が有する、我が国の領海・排他的経済水域保全等に関する活動拠点としての機能を維持することを目的として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行された。この中で、伊豆諸島南部地域の 4 島（三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）は、「特定有人国境離島地域」に指定されている。

ここでは、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要であるとして、航路・航空路の運賃の低廉化、生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等が施策として規定されている。

2-2-2 人口

- 人口は、大島町及び八丈町に多い（全体の6割を占める）。

伊豆小笠原諸島の人口総数は、27,039人（平成27年1月1日現在、住民基本台帳による）である。島別にみると、伊豆諸島に位置する大島町（8,253人、島しょ全体の31%）と八丈町（7,921人、29%）に人口が集中しており、両町で島しょ全人口の約6割を占める。また、島しょの高齢者人口の比率は33%であり、都全体の比率22%と比べて高い。

島しょでは可住地面積が少なく、港湾・漁港やその周辺海岸の背後の平坦地に人口が集中しているところが多い。

2-2-3 産業

- 第1次産業就業者割合は、全国平均値に比べて高い。
- 観光産業に関連したサービス業の割合が高い。
- 各島の周辺に漁業権が設定されている。
- 海岸の岩礁部では藻類、貝類、イセエビ等の漁業が行われている。

○ 産業別就業者割合

伊豆小笠原諸島の就業者数は全島で14,952人であり、第1次産業就業者は1,579人で、就業者数に対する割合は約11%と全国平均の約4%に比べて大きく、島しょでは第1次産業への依存度が高い。第2次産業就業者数は2,671人（約18%）で、全国の約25%に比べて、約7%低い。建設業と製造業の就業者割合は、全国（約8%、約16%）に比べて、島しょでは建設業が約15%、製造業が約3%と建設業の割合が高くなっている。第3次産業のうち宿泊業・飲食サービス業と公務の就業者割合は全国（約6%、約3%）に比べて、島しょでは宿泊業・飲食サービス業が約11%、公務の就業者が約11%と就業者割合が高くなっている。

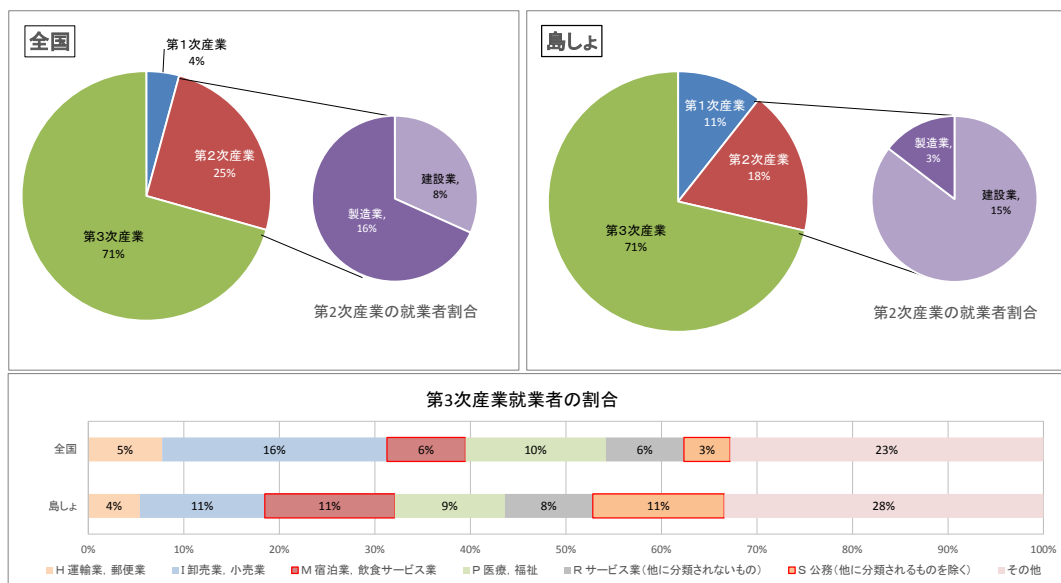


図 2-10 産業（大分類）別 15 歳以上就業者の割合

出典：平成22年国勢調査より作成 平成24年4月24日公表 総務省統計局

○ 漁業

各島周辺の海岸線から沖合へ 1,000m~2,000m の間の海域においては漁業権（共同漁業権）が設定されている。

伊豆小笠原諸島周辺海域では、漁獲高の約 85%を占める魚類のほか、沿岸部ではテングサ等の採藻、サザエ等の採貝、イセエビ漁業などが行われている。

2-2-4 交通及び観光

(1) 交通

- 主に航路で東京と結ばれている。
- 平成 14 年度に東京と大島～神津島を結ぶ超高速船が就航し、大幅に時間短縮した。
- 伊豆諸島 6 島（大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）はヘリコプターで結ばれている。

伊豆小笠原諸島の交通体系は、東京と各島、伊豆半島と各島、そして各島間の 3 つに大別される。このうち東京と各島間を結ぶ航路が、重要な交通路になっている（図 2-11 参照）。

交通機関については、大型船や高速船による定期海路と羽田や調布からの空路が整備されている。さらに、伊豆諸島には全国で唯一の島しょ間を結ぶヘリコプターが就航している。

平成 14 年 4 月より、東京と大島、利島、新島、式根島、神津島を結ぶ超高速ジェット船が日中便として就航し、所要時間が大幅に短縮（例えば東京-大島間は 8 時間から 1 時間 45 分に短縮）され、日帰りでの利用も可能となり、利便性は向上した。

平成 28 年 7 月より「三代目おがさわら丸」が就航し、東京-父島間が 1 時間 30 分短縮され、所要時間は、24 時間となった。

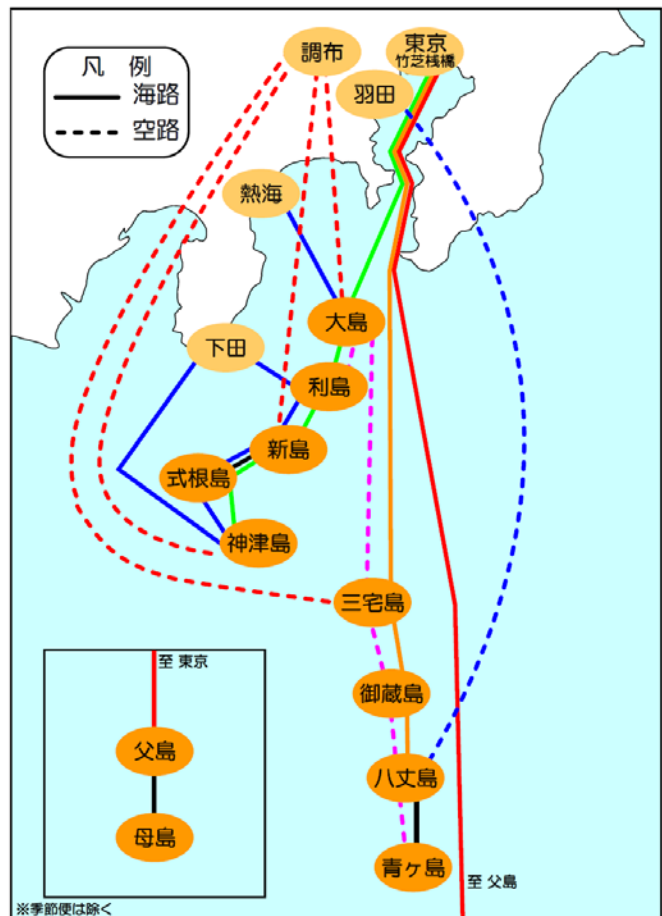


図 2-11 伊豆小笠原諸島の交通体系

(2) 観光

- 自然観賞や海洋性レクリエーション（ダイビング、釣り）が、観光目的の上位に位置している。
- 観光客は前計画策定時から横ばいで推移している。

「島しょ地域における観光ニーズに関する意識調査（平成 23 年度：一般社団法人東京市町村自治調査会）」に、伊豆小笠原諸島を観光目的に訪れる可能性のある「潜在観光客」に関する調査が行なわれており、以下のような傾向が示されている。

来島による遊びの内訳としては、ほぼ全島で「ダイビング」関係のキーワードが多いことが特徴であり、伊豆小笠原諸島全体に共通した観光イメージとなっていることが分かる。

また、伊豆大島、利島、新島、神津島、八丈島等では、「釣り」の割合も比較的高くなっているほか、新島では、「サーフィン」の割合が非常に高いことが特徴になっている。

過去に実施された、東京都民及び近郊在住者を対象とした伊豆小笠原諸島に対する観光目的及びイメージに関するアンケート調査結果においても、伊豆小笠原諸島への観光目的は1位が「自然観賞・散策」であり、海岸域におけるスポーツ活動等も主要な観光目的になっていることから、伊豆小笠原諸島における海岸域の整備は、島しょの観光に対してとても重要な役割を果たしていると言える。

前計画策定後の平成 16 年の観光客数は約 47 万人であり、昭和 48 年の離島ブームのピーク時の約 35%まで減少している。平成 16 年以降の観光客数は、横ばいで推移し、平成 26 年の伊豆小笠原諸島への観光客数は、約 43 万人でピーク時の約 34%に当たる。

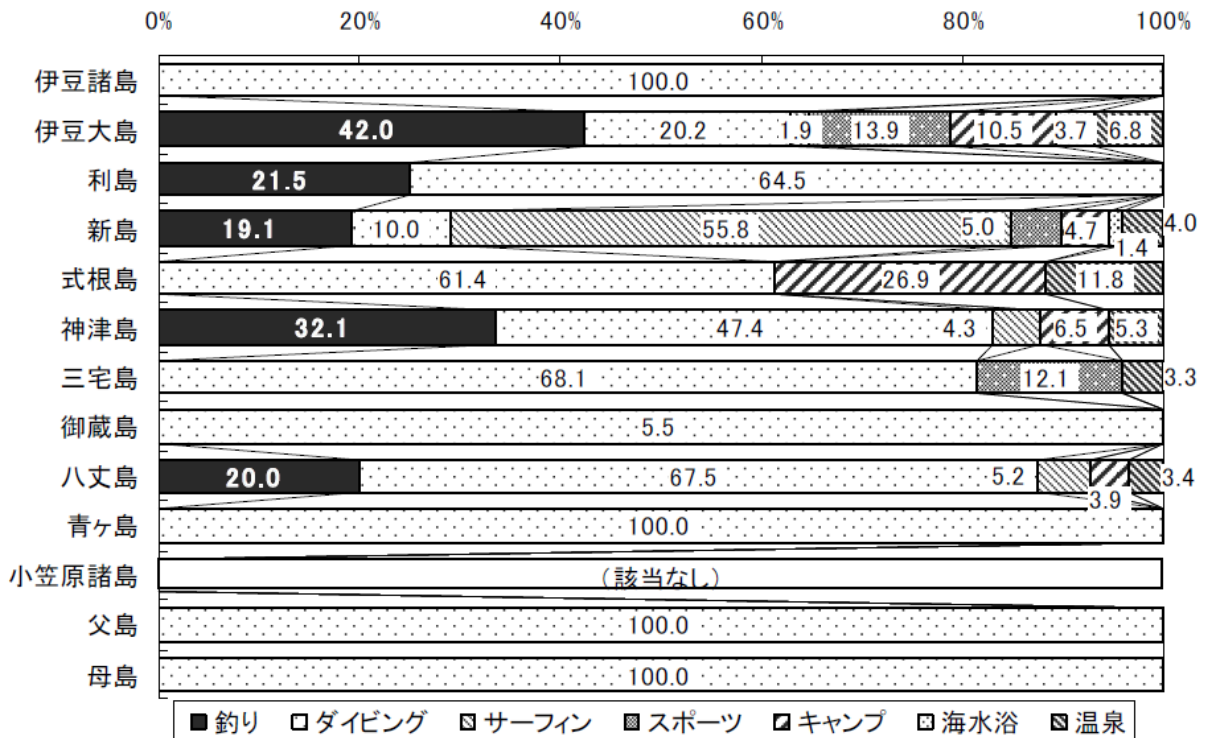


図 2-12 ネット検索による観光（遊び）の島名とのクロス集計結果

出典：島しょ地域における観光ニーズに関する意識調査 平成 24 年 3 月 財団法人 東京市町村自治調査会

2-2-5 歴史・文化・生活

(1) 歴史・文化

- 伊豆小笠原諸島は、くり船等を巧みに操る海洋民族の歴史を有しており、各島で、特色ある歴史・文化が培われている。
- 伊豆諸島は明治11年に東京府に編入、小笠原諸島は昭和43年に日本に返還された。
- 伊豆小笠原諸島の歴史・文化は、沿岸域における生活文化を継承している。

日本の離島は、オホーツク文化を伝える千島列島、東シナ海文化を伝える南西諸島など、文化の交流に深く関わっている。伊豆小笠原諸島は、本土の文化と黒潮により運ばれる南方文化との結節点となっている。

伊豆諸島は江戸時代、公家や武家、僧侶などの高貴な身分の者が流罪によって流されることが多かったため、京の都の文化や風俗が持ち込まれることも多かった。

また、徳川幕府の直轄地として本土と異なった制度のもとにあったが、明治11年(1878年)東京府に編入され現在に至っている。

一方、小笠原諸島は明治9年に国際的に日本領土として認められ、戦後の米軍統治等の特異な歴史を経て昭和43年に日本に返還され、現在に至っている。

各島では、源為朝にまつわる史跡や、流人塚等の様々な歴史にちなんだ名所・旧跡がある。また、歴史に係わる各神社のまつりや地域の特産品等を活かした椿まつり、あじさいまつり等の祭事、八丈太鼓や南洋踊り等の地域に伝わる郷土芸能など、多くの祭事・郷土芸能が行われている。

中でも、神津島の鎮守(ちんじゅ)である物忌奈命神社(ものいみなのみことじんじゃ)の例大祭に行われる「神津島のかつお釣り行事」は、我が国の基盤的な生活文化の特色を有するものであるとともに、我が国の漁撈(ぎょうろう)民俗を考えるうえで貴重であるとして、重要無形民俗文化財に指定されている。

このように、伊豆小笠原諸島の歴史・文化は、沿岸域における生活文化を現在に残す貴重なものである。

また、近年においても、海岸域において、花火大会、海辺のコンサート、サーフィン大会、トライアスロン等の新たな各種イベントが開催されており、歴史・文化の伝承に海岸域が重要な役割を果たしている。



神津島かつお釣り行事風景

(2) 生活

- 集落の多くは海岸背後の平坦地に形成されている。
- 污水处理施設の普及率は平成 14 年に比べて、格段に向上（30%から 72%に向上、父島・母島では 100%）。
- 生活排水や雨天時の濁水が河川等を通して海岸に流れ込んでいるところもある。
- 集落を結ぶ道路や港と連絡する道路は生活道路や避難路として重要であり、海岸近くにも整備されている。

○ 集落

島しょの海岸地形は、火山島であることから急峻で急深なところが多い。集落の多くは、港湾・漁港やその周辺海岸の背後の平坦地に形成されている。

海岸近くの比較的低い場所にある集落では、津波や高潮に対しては、高低差のある避難場所への避難が容易ではないのに対し、海岸近くで標高の高い場所にある集落では、噴火などの際、港や海岸へのアクセスが悪いなど、災害に対する脆弱性を備えている。

○ 汚水と濁水

島しょ部の污水处理は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で行っており、污水处理施設の普及率が平成 14 年当時の 30%から 72%と向上している。

これは、父島・母島のコミュニティプラント、新島の漁業集落排水処理施設、神津島の農業集落排水処理施設等の利用が含まれている。

島しょの一部では、雨天時の濁水が生活排水と共に河川等を通じて海岸に流れ込み、水質等に影響を及ぼしているところも見受けられる。

○ 道路

島内の道路は生活や経済活動の動脈として、また、観光道路、災害時の避難路として重要な役割を担っており、島の玄関口である港や空港及び集落間等を連絡している。

これらの道路は、地形的な制約条件から海岸沿いを通るものが多いため、波浪や高潮等の影響を受けやすくなっている。



三宅島 大久保浜背後の集落

2-3 海岸保全の現状

2-3-1 海岸保全区域の指定状況

- ▶ 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸線総延長は約 567km である。
- ▶ 海岸保全区域として海岸線延長約 74km を指定している（全体の約 13%）。
- ▶ 海岸保全区域の管理者は、東京都（47 箇所、約 63km）と国（1 箇所、11km）であ

伊豆小笠原諸島沿岸の海岸線総延長は約 567km（伊豆諸島約 264km、小笠原諸島約 303km）であり、このうち海岸保全区域を指定しているのは約 74km（海岸線総延長の 13%）である。その内訳は、東京都が管理する海岸約 63km（一般海岸約 44km；25 箇所、港湾海岸約 13km；12 箇所、漁港海岸約 6km；10 箇所）と国が管理する海岸約 11km（沖ノ鳥島；1 箇所）となっている。また、一般公共海岸区域の海岸線延長は約 455km である。

表 2-4 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸（平成 28 年 3 月現在）

項目	海岸保全区域				一般公共海岸区域	合計
	一般海岸 (直轄管理)	一般海岸	港湾海岸	漁港海岸		
箇所数	1 箇所	25 箇所	12 箇所	10 箇所	—	48 箇所
海岸線延長	約 11km	約 44km	約 13km	約 6km	約 455km	約 567km
管理者	国土交通省	都建設局	都港湾局	都港湾局	都建設局	—
所管官庁	水管理・国土保全局		港湾局	水産庁	水管理・国土保全局	—

表 2-5 各島の海岸保全区域（平成 28 年 3 月現在）

島名	海岸種別	海岸保全区域				合計	
		一般海岸 (直轄管理)	一般海岸	港湾海岸	漁港海岸	箇所数	延長
大島 (54.0km)	—	7 箇所	3 箇所	5 箇所	15 箇所	24,514m	
利島 (7.7km)	—	1 箇所	1 箇所	—	2 箇所	1,930m	
新島 (41.6km)	—	5 箇所	1 箇所	1 箇所	7 箇所	12,669m	
式根島 (12.2km)	—	1 箇所	—	—	1 箇所	520m	
神津島 (33.3km)	—	2 箇所	1 箇所	—	3 箇所	9,066m	
三宅島 (38.4km)	—	3 箇所	2 箇所	1 箇所	6 箇所	5,181m	
御蔵島 (16.4km)	—	1 箇所	1 箇所	—	2 箇所	1,010m	
八丈島 (51.3km)	—	5 箇所	2 箇所	3 箇所	10 箇所	7,481m	
青ヶ島 (9.4km)	—	—	1 箇所	—	1 箇所	440m	
父島 (52.0km)	—	—	—	—	—	—	
母島 (58.0km)	—	—	—	—	—	—	
沖ノ鳥島 (11.0km)	1 箇所	—	—	—	1 箇所	11,000m	
合計	1 箇所	25 箇所	12 箇所	10 箇所	48 箇所	73,811m	

注)島名称の欄の () 内数値は各島の海岸線延長を示す。

2-3-2 海岸事業の変遷

伊豆小笠原諸島沿岸における海岸の整備は、一般、港湾、漁港それぞれの海岸事業として、海岸法が定められた昭和30年代以降に始められた。

当初は台風や高潮等の災害実績を踏まえ、高潮及び侵食対策等の国土保全が主目的であり、経済的かつ効果的な施設（直立護岸等）の整備を主体に進めてきた。

しかし、近年、良好な海岸環境を求める時代の要請に応えるため、海岸環境整備を昭和48年度から実施し、防護面だけでなく、環境面・利用面に配慮した緩傾斜護岸、人工リーフ、人工海浜等の整備にも取り組んでいる。海岸事業費の推移は図2-13に示すとおりである。

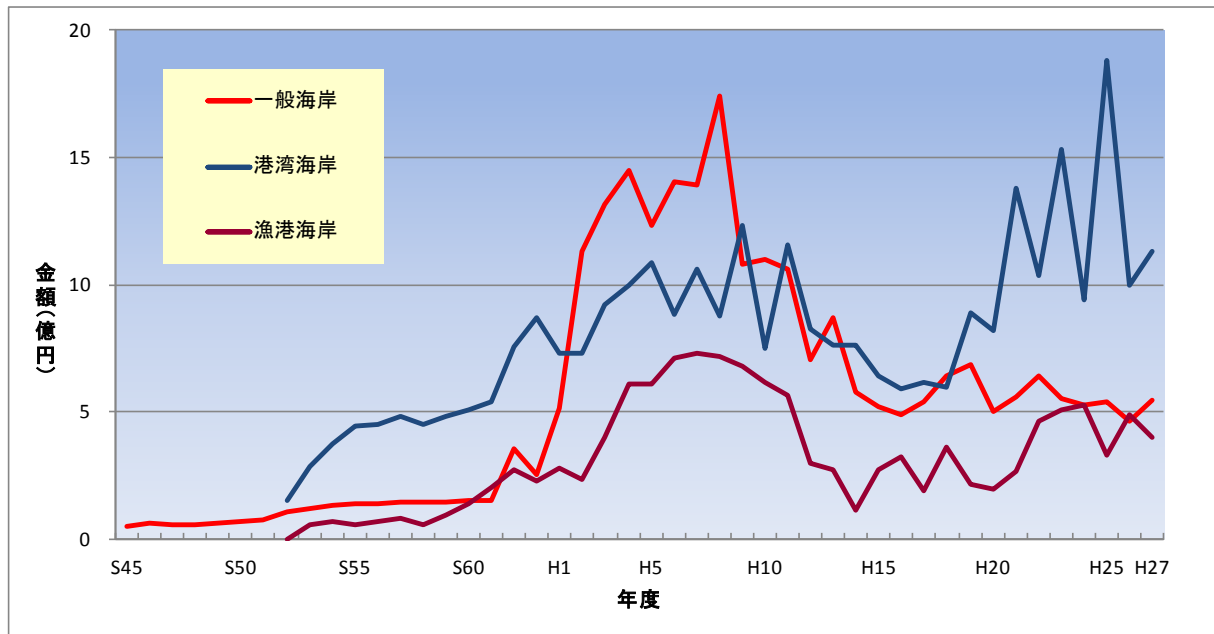


図 2-13 海岸事業費の推移（一般・港湾・漁港海岸）

沖ノ鳥島は、満潮時には2つの小島（北小島、東小島）が海面上に残るのみとなり、この2つの小島が長年の侵食により水没の恐れがあったことから、昭和62年度から護岸設置等の保全工事を実施した。

沖ノ鳥島の気象・海象条件は極めて厳しく、護岸の破損など保全施設の劣化が急速に進行し、平成9年度には東小島が被災したため、災害復旧を実施した。

2-3-3 災害による被災状況と復旧費用

(1) 災害

① 台風

伊豆諸島に被害を及ぼした近年の主な台風等と被災状況は、次のとおりである。

表 2-6 伊豆諸島の海岸保全施設の台風等による主な被災状況

島名	区分	海岸名	起因	年月日	被災施設
大島	一般	泉浜海岸	台風 20 号	S54.10.19	コンクリート護岸工、水叩き工
			台風 18 号	H21.10.8	転落防止柵他
		湯の浜海岸	台風 18 号	H21.10.8	転落防止柵他
			台風 15 号	H23.9.22	転落防止柵他
	港湾	元町港海岸	台風 4 号	H24.6.19	転落防止柵他
			台風 21 号	S57.10.9	護岸根固工被災
		波浮港海岸	台風 19 号	H2.9.20	離岸堤ブロック散乱
	漁港	元町漁港海岸	台風 20 号	S54.10.19	護岸根固工、水叩き破損
		岡田漁港海岸	台風 20 号	S54.10.19	護岸被災
			冬期波浪	H5.12.22	保全施設被災なし。但し、航路埋没被災
野増漁港海岸		台風 6 号	S60.7.1	離岸堤、護岸	
利島	港湾	利島港海岸	台風 23 号	H16.10.20	護岸被災、離岸堤ブロック飛散他
			台風 18 号	H21.10.8	離岸堤ブロック破損、飛散
			台風 6 号	S60.7.1	保全施設被災なし。但し、ケーソン岸壁滑動
			台風 18 号	S63.9.15	保全施設被災なし。但し、ケーソン防波堤滑動、消波ブロック飛散
			低気圧	H2.10.24	保全施設被災なし。但し、防波堤消波ブロック飛散
			台風 23 号	H16.10.20	消波ブロック飛散
			台風 18 号	H21.10.8	消波ブロック飛散・破損
新島	一般	羽伏浦海岸	台風 15 号	S56.8.22	根固工被災
			台風 15 号	H13.9.10	緩傾斜護岸被災
			台風 22 号	H14.10.16	緩傾斜護岸被災
		和田浜海岸	台風 6 号	H16.6.22	緩傾斜護岸被災
			台風 15 号	H23.9.22	消波ブロック崩落
	若郷海岸	台風 15 号	H23.9.22	消波ブロック崩落	
	港湾	新島港海岸	冬季波浪	S63.1.24	離岸堤崩壊
			台風 19 号	H2.9.19	離岸堤崩壊
			台風 23 号	H16.10.20	離岸堤消波ブロック飛散
台風 15 号			S56.8.22	護岸工、根固工	
神津島	港湾	神津島港海岸	台風 7 号	H14.7.16	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 6 号	H16.6.21	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 23 号	H16.10.20	離岸堤(潜堤)基礎マウンド洗掘他
			台風 9 号	H19.9.6~7	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			風 浪	H20.4.1	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 18 号	H21.10.8	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
三宅島	一般	阿古海岸	台風 6 号	H14.7.10	護岸被災
		ナゴラ海岸	台風 13 号	H14.8.19	護岸被災
			台風 21 号	H14.10.1	護岸被災
	港湾	三池港海岸	台風 21 号	S57.10.8	護岸水叩き破損
			台風 13 号	H14.8.19	防潮堤倒壊
	地震・噴火	H12~H16	地盤沈下による防潮堤天端不足		
漁港	阿古漁港海岸	台風 24 号	S63.10.8	護岸	
八丈島	一般	乙千代ヶ浜海岸	台風 24 号	H25.10.16	護岸被災
			台風 18 号	H21.10.8	排水施設他
	港湾	神湊港海岸	台風 13 号	S62.9.17	離岸堤ブロック飛散
			台風 13 号	H5.10.8	I型突堤上部工破損、ブロック飛散

② 津波

伊豆小笠原諸島における主な津波被害は次のとおりである。特に、資料として残っているものとしては八丈島での記録が多い。

表 2-7 伊豆小笠原諸島の津波被害の実態

西暦年/月/日 (和暦年/月/日)	波源域	地震・津波の状況			主な被害等
		M※1	津波の 高さ (m)	地 名	
1498/9/20 (明心 7/8/25)	遠洲灘	8.6	3~4	八丈島	字ナガクラに津波上がり、港で荷役中の1名水死。 (注) 八丈島の記事は、新島についてのものではあったという説もある。
1605/2/3 (慶長 9/12/16)	房総沖	7.9	10~20	八丈島	谷ヶ里の在家のこらす流失、57名死亡。田畑損亡。大賀郷・三根の民家流失。 (注) 八丈島記事前半は八丈島宗福古記によるが、八丈島年歴矢部(1969)等によると、死者75名である。民家流失の記事は伊豆七島志による。
1677/11/4 (延宝 5/10/9)	房総沖	7.4	3~4 3	八丈島 青ヶ島	谷ヶ里まで波上がる。 漁船10隻余り流失、死者1名。
1703/12/31 (元禄 16/11/23)	房総近海	8.2	10 3	伊豆大島 八丈島	岡田で流失家屋58棟、死者56名、波浮で池が切れ港となる。 谷ヶ里、稲宮前崎まで波上がる。中ノ郷死者1名、末吉強い波上がる。
1707/10/28 (宝永 4/10/4)	南海道沖	8.4	4	八丈島	八丈島津波上がる、末吉とくに強し。 (注) 青ヶ島の記事は八丈島年歴によると青ヶ島では船ならびに水主壱人浪に払る。5ヶ村「八丈島」にて魚舟10艘余り浪に払はるとある。
1747 (延享 4)	房総沖	-	0	八丈島	八丈島大賀郷で漁船流失。
1854/12/23 (安政元/11/4)	遠洲灘	8.4	3	大 島	伊豆大島で船破損。
1923/9/1 (大正 12/9/1)	相模湾 (関東地震)	7.9	12* 0.6* *検潮記録による	伊豆大島 (岡田) 父 島	(注) 大島の津波の高さは、正確には判らないが、水路部による海底調査(内田 1925)の図には、「岡田村は約13米の津波来襲せりと云う」とかかかれている。また田中館(1926)には、「岡田村は津波のため漁業全滅せり」とある。文献：羽鳥他(1973)
1953/11/26 (昭和 28/11/26)	房総沖	7.5	1.5	八丈島	不明
1960/5/22 (昭和 35/5/22)	チリ沿岸	8.5	1.0 0.6 2.3~3.5	岡田 八丈島 父島	二見湾内で海水面の上昇として現れ、最大の遡上高は5.3mである。人的被害はなかったものの家屋の流出・全壊・床上浸水や水産関係に及んだ。
1978/1/14 (昭和 53/1/14)	伊豆大島 近海	7.0	0.7	伊豆大島	不明
1980/6/29 (昭和 55/6/29)	伊豆半島 東方沖	6.7	0.6	岡田	不明
2010/12/21 (平成 22/12/21)	父島東方	Mw※2 7.4	0.22 0.40 0.20	父島 八丈島 大島~三 宅島	不明
2011/3/11 (平成 23/3/11)	三陸沖	9.0	1.82	父島二見	不明
2015/5/30 (平成 27/5/30)	小笠原諸島 西方沖	8.2	不明	不明	震度5強。負傷者13名、物的被害なし。
特記事項	下記文献より抜粋。 1) 「東京都の島しょ地域における災害に関する総合調査報告書」昭和58年及び理科年表 2) 「津波工学研究報告 第10号」平成5年3月 東北大学工学部災害制御研究センター 3) 「日本付近で発生した主な被害地震(平成8年以降)」気象庁ホームページ 4) 「津波工学研究報告 第29号」平成24年 東北大学工学部災害制御研究センター 5) 「H25 小笠原管内概要」 東京都小笠原支庁 ※1 M: マグニチュード(従来の表現)、※2 Mw: モメントマグニチュード(従来とは別方法で算出したマグニチュード)				

③ 噴火

伊豆小笠原諸島における主な火山活動（明治以降）と被害の概要は以下のとおりである。

表 2-8 伊豆小笠原諸島における主な火山活動（明治以降）と被害の概要

島 (火山)	主な火山活動時期	被害の概要
大島 (三原山)	明治 9 年～10 年 明治 45 年～大正 3 年 昭和 13 年～15 年 昭和 25 年～26 年 昭和 32 年 10 月 昭和 61 年 11 月	三原砂漠埋没、岩滓丘（がんしきゅう）が新たに出現 噴石で死者 1 名、負傷者 53 名 全住民が約 1 ヶ月間島外避難
新島	886 年以降活動していない。しばしば地震群発（1703 年元禄の大地震による大津波によって新島と式根島に分離された）。	
神津島	838 年以降活動していない。しばしば地震群発。	
三宅島 (雄山)	明治 7 年 昭和 15 年 7 月～8 月 昭和 37 年 8 月 昭和 58 年 10 月 平成 12 年 6 月、9 月 平成 17 年 2 月	1 村落 45 軒全滅 死者 11 名、負傷者 20 名、家屋被害 62 棟、 山林耕地水産被害 家屋焼失 4 棟、山林耕地被害、学童島外へ避難 阿古地区家屋 340 棟全壊（避難人口：島内避難所 1,774 人、島外自主避難 859 人）、山林耕地水産被害 家屋被害等、全島民避難 避難指示解除
八丈島	1605 年以降活動していない。	
青ヶ島	1785 年以降活動していない（1780 年代の噴火により、50 年間無人島となった還住の歴史を有す）。	
鳥島	明治 35 年 昭和 14 年 昭和 40 年	中央火口丘爆砕消失、全島民 125 名死亡 中央火口丘再生、全住民島外に去る。 昭和 22 年から気象観測業務が開始されたが、地震群発のため引き揚げる。
西之島 (西之島新島)	昭和 48 年 昭和 49 年 8 月 平成 25 年 平成 25 年 12 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 8 月 平成 29 年 2 月	噴火。西之島の東南東沖 600m に新島を確認。 新島と西之島が一体化。 噴火。西之島の南南東沖 500m に新島を確認。 新島と西之島が一体化。 噴火活動継続中。 火口周辺警報（入山危険）から火口周辺警報（火口周辺危険）に警戒レベルの引き下げ 火口周辺警報（火口周辺危険）を解除

出典：記録 昭和 58 年 三宅島噴火災害 昭和 60 年 9 月 30 日 東京都総務局
東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）平成 28 年 1 月 東京都総務局行政部振興企画課
噴火警報、噴火予報の発表状況（西之島）平成 29 年 4 月現在 国土交通省気象庁ホームページ

(2) 保全施設の災害

① 一般海岸の災害の実態

伊豆小笠原諸島における昭和27年～平成25年の62年間の一般海岸での災害の発生件数は38件であり、災害復旧のための費用は約26億円を要した。被災金額・発生件数とも台風による被害がほとんどを占める。

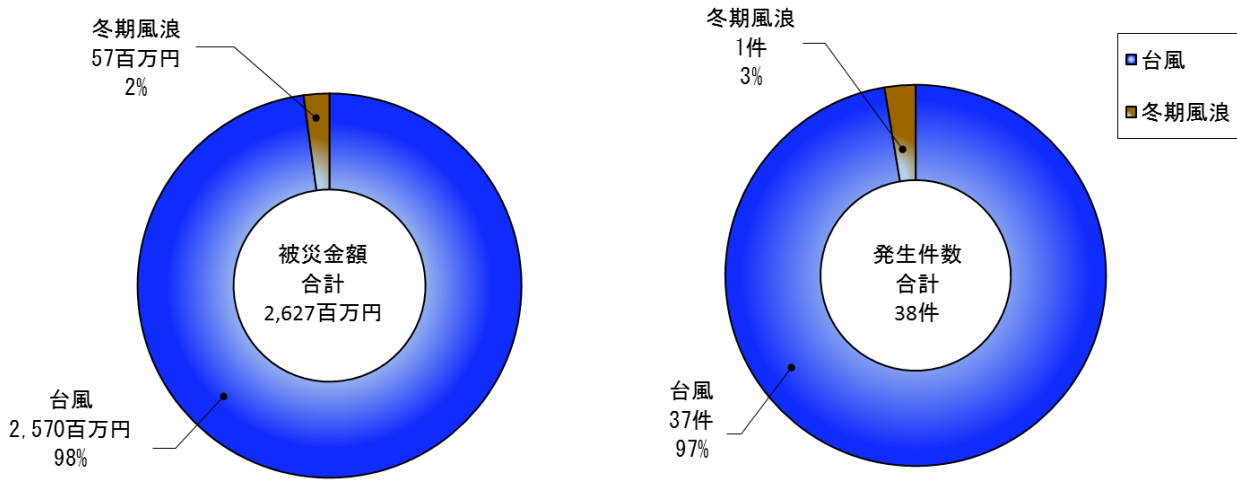


図 2-14 一般海岸の災害の実態

出典：東京都建設局資料

② 港湾・漁港海岸の災害の実態

伊豆小笠原諸島における昭和23年～平成24年の65年間の港湾海岸及び漁港海岸での災害の発生件数は67件であり、災害復旧のための費用は約40億円を要した。被災金額・発生件数とも台風による被害が85%以上を占める。

グラフタイトル

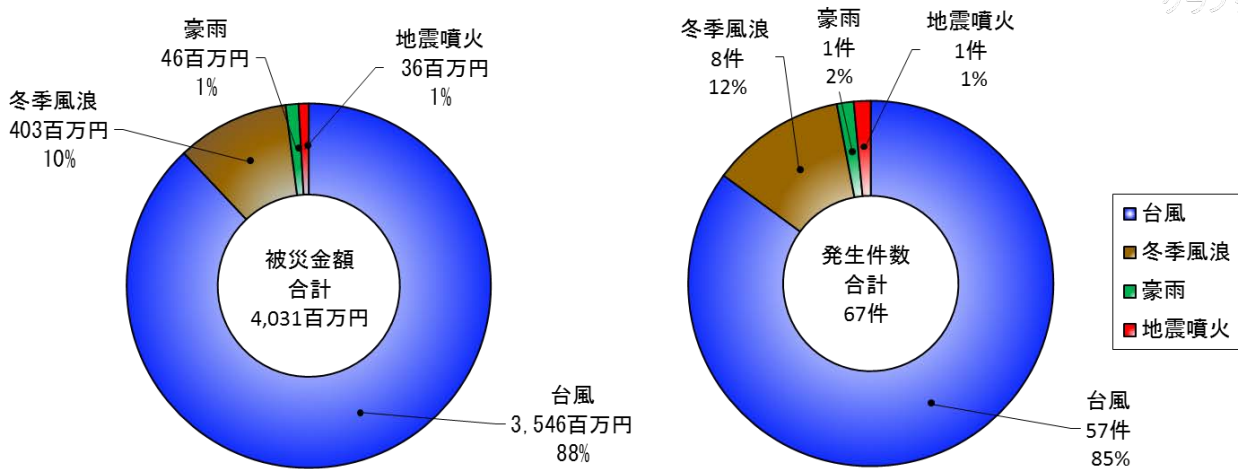


図 2-15 港湾・漁港海岸の災害の実態

出典：東京都港湾局資料

2-4 関連法規及び関連計画

2-4-1 関連法規

海岸保全基本計画に関連する法律とその概要を以下に示す。

平成15年以降には、海岸保全基本計画に関連する法律として、国土形成、国土利用に関する法律として平成19年に海洋基本法が策定され、沿岸域の総合的な管理のあり方が示された。また、国土保全、環境保全、適正な利用に関して新たな関連法規も策定されている。

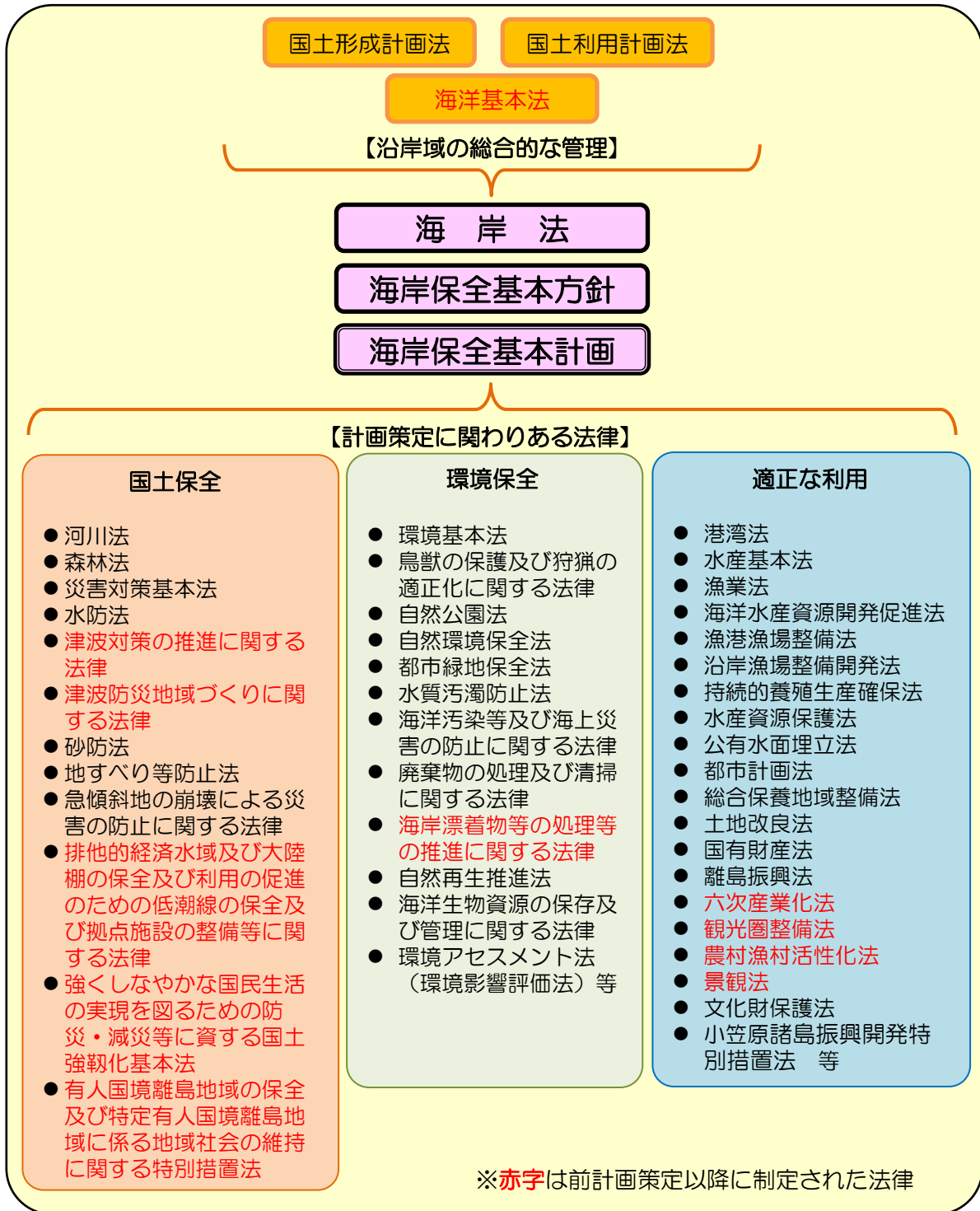


図 2-16 海岸保全基本計画に係る法律

出典：沿岸域管理に関する国内主要法令 海洋政策研究財団

平成24年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究[我が国における海洋政策の調査研究] pp.50～86

2-4-2 関連計画

伊豆小笠原諸島は、国土の利用、開発、保全に関する法令や計画（国土総合開発法や全国総合開発計画等）に加え、離島振興法に基づく離島振興計画（国及び東京都）や小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島振興開発計画がある。

防災については、東京都地域防災計画（東京都）を策定している。また、平成25年に改正された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」では、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」が指定され、伊豆諸島及び小笠原諸島の有人島すべてがこの指定を受けた。また、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」が指定され、伊豆諸島の有人島すべて（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）が指定を受けた。

環境については、自然公園法に基づき、伊豆小笠原諸島のほぼ全域が国立公園に指定されている。また、東京都環境基本計画を策定し、野生動植物の保護と生育・生息環境の保全と再生に配慮するとともに、豊かな自然環境を活かした自然とのふれあい・親しむ場の確保に努める等の指針を定めている。

東京都の総合計画・構想としては、「東京都長期ビジョン（H26.12）」、「都民ファーストでつくる『新しい東京』（H28.12）」が策定され、島しょの振興策として、水産資源の有効利用や担い手の確保・育成などによる水産業の振興、島の地域資源を生かした観光振興・産業振興、希少種・外来種対策による自然環境の保全などの施策を展開し、島しょ地域の発展をめざすとしている。

また、島しょの各町村においても独自の構想や計画が策定されている。各町村の本計画に係わる主要な構想・計画の概要を以下に示す（表2-9参照）。

表 2-9 各町村の主要な関連計画における位置づけ

町村名	名称・目標年（策定時期）	基本構想	海岸保全に関連する内容
大島町	<ul style="list-style-type: none"> 第6次大島町基本構想 平成28～35年度 (平成28年) 第6次大島町前期基本計画 平成28年～31年度 (平成28年) 	「笑顔あふれる、誰もが くらしたくなる島」	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都の協力のもと、自然環境を保全し海岸の適正な利用を図ることを目的として、計画的に海岸保全施設（護岸・離岸堤）の整備を継続的に実施していく。 国や東京都の協力のもと、海岸保全施設の改良及び補強などの計画に対し、東京都港湾局は、漁業者並びに地元サーファーなどの意見を聴取しながら、より良い施工方法を検討し、整備していく。
利島村	<ul style="list-style-type: none"> 利島村新総合計画・基本構想 平成18～29年度 (平成18年) 利島村第3次総合計画 平成24～29年度 (平成24年) 利島村第3次総合計画 事業計画 平成24～29年度 (平成24年) 	「生き生きとした活力の ある島 自立する村 利島」	<ul style="list-style-type: none"> 地震・台風・波浪などによる海岸線の崩壊を防止するため、港湾海岸・建設海岸の保全を推進する。 津波発生時に釣り等で海岸付近にいる方への通報による迅速な避難の推進のため、海岸線を含む利島全域に放送が聞こえるようなスピーカーの設置等を行なう。
新島村	<ul style="list-style-type: none"> 新島村基本構想 平成13～32年度 新島村総合計画 後期基本計画 平成23～32年度 (平成23年) 新島村総合計画実施計画 平成23～28年度 (毎年ローリング) (平成23年) 	「環境にやさしく自然と調和した村づくり」、「真の豊かさを享受できる村づくり」、「健康で明るい暮らしのできる村づくり」、「豊かな心をもつ人づくり」、「快適で安心して暮らせる村づくり」、「情報化社会に対応した村づくり」	<ul style="list-style-type: none"> 失われた海岸の復元に向けて、東京都とともに人為的な砂の補給等も含め、養浜対策を進め、村土の回復を図る。 自然災害発生の危険性を常にはらんでいる地域なので、自然から学んだ防災対策を受け継ぎつつも、近代的な防災体制も確立し、「新島村地域防災計画」に基づいた災害に強い村づくりを進めていく。
神津島村	<ul style="list-style-type: none"> 神津島村第4次総合計画 平成23～32年度 (平成23年) 	「暮らしやすさを 実感できる島づくり」	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線の保全に当たっては、景観の維持や利便性に対応し、広範囲の視点から、海岸保全施設の整備（多幸湾海岸工事促進等）を行う。また、CCZ事業（旧建設省コースタル・コミュニティ・ゾーン）における海岸整備計画（沢尻湾・長浜海岸の基盤整備等）を促進する。

町村名	名称・目標年（策定期期）	基本構想	海岸保全に関連する内容
三宅村	<ul style="list-style-type: none"> 三宅村基本構想 平成 24～33 年度 (平成 24 年) 第 5 次三宅村総合計画 平成 24～33 年度 (平成 24 年) 10 ヶ年事業実施計画 平成 24～33 年度 (平成 24 年) 	<p>基本理念： 火山とともに生きる、 新たな島づくり</p> <p>10 年後の将来像 「あなた（ワレ）が笑顔で 暮らす島」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三宅島は黒潮本流に恵まれた海洋開発の拠点であり漁港海岸の整備、また大久保浜、三池浜、錆ヶ浜の海浜の整備充実が必要である。 今後発生する恐れのある東海・東南海・南海付近での大地震による津波など、自然の脅威に充分配慮した減災対策の推進（ハザードマップ、自主防災組織との連携等）
御蔵島村	<ul style="list-style-type: none"> 御蔵島村基本構想 平成 22～31 年度 (平成 22 年) 後期基本計画 平成 27～31 年度 (平成 27 年) 	<p>「みどり豊かな自然に恵まれ、ゆとりある暮らしとすべての人々に親しまれる御蔵島（グリーン愛ランド・御蔵島）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点検や維持管理等を継続的かつ適切に行い、確実な防護機能の確保と海岸保全施設の延命化に努める。 防災意識を高め、行政—消防団—地域防災組織で連携し、災害時のルールや情報伝達手段を整理し、島としての防災を向上させる。
八丈町	<ul style="list-style-type: none"> 八丈町基本構想 平成 28～32 年 (平成 28 年) 八丈町基本計画 (後期基本計画) 平成 28～32 年 (平成 28 年) 八丈島人口ビジョン 平成 28 年 3 月 	<ul style="list-style-type: none"> 「クリーンアイランドを 目指す町」 「海洋を生かす町」 「住民が主役の町」 「歴史と文化を生かす町」 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練などにより、「自助」「共助」「公助」の連携が図られ、地域コミュニティによる「共助」機能強化や、防災関係機関との連携が図れるような体制を構築させる。 防災マニュアル・防災マップの充実及び避難所案内表示板等の整備を推進する。
青ヶ島村	<ul style="list-style-type: none"> 青ヶ島村新総合開発計画 基本構想 平成 14～23 年度 (平成 14 年) 青ヶ島村総合基本計画 前期基本計画 平成 14～18 年度 (平成 15 年) 	<p>豊かな心づくり、生きがいづくり、活力の基盤づくりに基づいて 21 世紀初頭にふさわしい「心あたたか元気な青ヶ島（21 世紀ユートピア丸・青ヶ島）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 島を取り囲む断崖絶壁の海岸線は、島の景観の象徴であることから土砂崩壊、落石防止等の防災的見地から保全を図る。
小笠原村	<ul style="list-style-type: none"> 小笠原村基本構想 平成 26～40 年度 (平成 26 年) 小笠原村第 4 次総合計画 平成 26～30 年度 (平成 26 年) 	<p>心豊かに暮らし続けられる島</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から防災教育とともに、避難計画の確立や発災時の情報発信の充実を進め、村民や観光客の災害への対応力の強化を図る。